

見直そう「地震保険」! 所得控除もできますよ

今回は、所得控除の1つである「地震保険料控除」について紹介しましょう。昨年3月11日に発生した東日本大震災から約1年7カ月が経ちました。いまなお被災地では復旧・復興に向けての努力が続いています。損害保険協会によると、東日本大震災では地震保険による保険金が1兆2346億円支払われ、被災者の生活の安定に重要な役割を果たしたそうです。

助け合いと支えあいの制度

本来、保険制度は災害や事故の統計による確率などで保険料が計算されているのですが、地震災害は事故の発生頻度の推測が難しく、ひとたび大地震が起きると甚大な被害をもたらす可能性があるため、統計を前提としている保険制度にはなじまないのです。

しかし、1964年の新潟地震をきっかけに、国と損害保険業界が地震保険制度を構築し、1966年に「助け合いと支えあい」の制度として、地震保険が発足しました。加入者の地震保険料は、将来の保険金支払いのために積み立てているわけです。私も地震保険に加入していますので、私の保険料が今回の保険金支払いに役立ったこととなります。

火災保険とセットで契約

地震保険に加入するには、必ず火災保険とセットで契約しなければなりません。地震保険だけ加入することはできませんが、火災保険だけを契約している場合は、契約期間の途中でも加入できます。ただし、加入できるのは居住用の建物と家財で、建物と家財は別々に加入することになります。地震保険の契約金額は火災保険の契約金額の30～50%の範囲で、限度額があって建物が5000万円、家財が1000万円までです。地震保険料は都道府県と建物の構造で異なり、免

地震保険の特徴

- ①必ず火災保険とセットで加入
- ②地震保険金額は、火災保険の30%～50%以内
- ③建物は5000万円、家財は1000万円が上限

地震保険料控除対象額

所得税	住民税
地震保険料の全額(最高5万円)	地震保険料の1/2(最高2万5000円)

震・耐震構造などの建物の性能によって10～30%割引制度があります。

補償の対象となる損害は、地震・噴火またはこれによる津波が原因の損害で、損害の状況によって支払がスムーズにいくよう「全損」「半損」「一部損」に区分され、全損は契約金額の100%、半損は50%、一部損は5%の保険金が支払われます。なお地震保険は、どの保険会社で加入しても補償内容・保険料とも同一です。地震保険料は、所得税では全額(上限5万円)、住民税は保険料の2分の1(上限2万5000円)が所得控除の対象です。

低い石川の加入率

地震保険の加入率は、年々上昇し、2011年度では、火災保険加入者の50%を超えています。世帯加入率でみると全国平均は26%です。石川県には、森本・富樫断層帯という活断層があるのをご存じですか。この活断層は、2010年の主要活断層帯の評価結果によると、今後30年以内にマグニチュード6以上の地震発生率が0～5%となっていました。実はこの数字、全国の活断層と比較して地震の発生確率は高い方に評価されているのですが、石川県の世帯加入率は21.7%と全国平均を下回っています。



暮らしのマネープラン相談センター所長
サーティファイファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

お金の基本が学べ
FP試験に役立つ

知っ得! マネー塾

★講師 / 暮らしのマネープラン相談センター所長 高橋昌子(CFP)

★日程 / **日曜コース**…11月18日・25日、12月2日・16日、1月13日・27日

水曜コース…11月14日・28日、12月5日・19日、1月16日・30日

★時間 / 午前10:00～12:00

★会場 / ライブ1ビル(金沢市此花町・金沢駅から徒歩3分、お車の方はサービス券あり)

★受講料 / 9000円(テキスト込・全6回分、いつからでも受講できます)



あなたの暮らしと財産を守るパートナー

株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F

FPサポート研究所

検索

<http://www.fpsl.co.jp/>

076-232-2038